

伐採及び伐採後の造林の届出書の提出について

山林を伐採される皆様へ

提出書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書
- ・伐採計画書
- ・造林計画書(間伐の場合は不要)
- ・位置図
- ・搬出計画書(主伐の場合)
- ・伐採及び集材に係るチェックリスト(主伐の場合)
- ・届出のあった森林を伐採する権限を有することが確認できる書類

注意事項

- ・伐採届出書は、伐採を開始する日の30日～90日前までに提出すること。
- ・森林所有者と伐採業者が異なる場合、伐採届に、森林所有者と伐採業者の連名で提出すること。
- ・計画範囲外を伐採しないこと。
- ・間伐する場合、越生町森林整備計画に基づき、間伐率は20%～30%とすること。
ただし、針広混交林に誘導する場合は、40%～50%とする。
- ・町から伐採届出書に関する指導があった場合、速やかに対応すること。
- ・山林を皆伐及び択伐する場合、提出された伐採届の伐採期間の末日から30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を提出すること。
- ・人工造林をする場合、提出された造林計画書の末日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。

※不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

越生町役場 産業観光課 農林担当
TEL: 049-292-3121
FAX: 049-292-3351